

被扶養者認定に必要な主な書類（非常勤職員：採用時）

◎：提出必須 ○：該当者は提出 △：必要に応じて提出

提出書類	該当者						指定の 書式の 有無	備考
	配偶者		子★		父母			
	無職・ 無収入	収入 あり	22歳 未満	22歳 以上	収入 なし	収入 あり		
被扶養者等申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	共済組合被扶養者の申告に必要
扶養の申立書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	
課税・非課税証明書	◎	○	○	○	◎	◎		市区町村で発行される最新のもの 18歳以上の場合必要
直近3ヶ月分の給与明細書の写し 又は 給与支払見込証明書		○	○	○		○	有	直近3ヶ月分の給与明細書の写し（源泉徴収票・ 課税証明書は不可）又は、総給与所得1年間分の 給与支払見込証明書（同様の内容であれば勤務先 で作成された様式でも可）
年金改定通知書の写し		○				○		年金受給者の場合必要 最新のもの
確定申告書の写し		○	○	○		○		事業所得、不動産所得、配当所得等がある場合。 直近のもの、収支内訳書等含む
在学証明書	△		○	○				18歳以上の学生の場合必要
戸籍謄本・抄本	△	△	△	△	◎	◎		別居の場合と父母を扶養に入れる場合必要
生活費の送金を証明する書類					○	○		別居の場合必要
他の扶養義務者（兄弟姉妹）の申 立書					○	○	有	他の扶養義務者（兄弟姉妹）がいる場合必要
国民年金第3号被保険者資格取得 届	◎	◎					有	
国民年金第3号被保険者住所変更 届	○	○					有	配偶者が被扶養者であり、本学着任に際し配偶者 の住所が変わった方
配偶者の基礎年金番号がわかる書 類	◎	◎						「年金手帳」の写し又は「基礎年金番号通知書」 の写し 基礎年金番号がわかる箇所
府省（組合）間・支部間異動者に 係る被扶養者の現況申立書	○	○	○	○	○	○	有	国家公務員共済組合の他組合（文部科学省共済組 合の他支部を含む）より異動された方で、異動前 と異動後で現況に変更がない場合に必要
その他の必要な書類								
扶養控除等申告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	有	税法上の扶養親族となる場合に必要

★ 配偶者が被扶養者でない場合、主たる扶養者の確認のため配偶者の年間収入が確認できる書類（源泉徴収票、給与明細の写し等）も添付すること。

組合員の収入が配偶者の収入より少ない場合でも、組合員の収入≧配偶者の収入×0.9ならば申立てにより認定可能です。

※採用時に該当者が退職し、新たに被扶養者に認定する場合は、退職にかかる根拠書類が必要となる場合があります。

※上記以外に該当する場合は、下記までご連絡ください。

提出先：人事課任用係（042-367-5636）
状況に応じて必要な書類を追加でご提出いただくことがあります。
不明な点がある場合は、人事課任用係までお問い合わせ願います。